

# 資料編

---

## 資料編

### 1 遠野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会要綱

遠野市告示第 115号  
平成23年 6 月 1 日

遠野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会要綱を次のとおり定める。

遠野市長 本田 敏秋

#### 遠野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づき策定する遠野市高齢者福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づき策定する遠野市介護保険事業計画（以下これらを「計画」という。）について、市民の意見や関係機関の意向を反映させるため、遠野市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の基本的事項に係る意見及び提言に関すること。
- (2) その他計画の素案のとりまとめに関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は委員15名以内を持って組織し、委員は市民、介護サービス事業所の職員及び関係機関・団体の職員のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 策定委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

- 2 会長は会議を代表し、会務を総轄する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させてその説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、健康福祉部健康長寿課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、健康福祉部長と会長が協議し定める。

附 則

- 1 この告示は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

## 2 遠野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	役職等
関係機関・団体	千葉 純子 (チバ ジュンコ)	遠野市医師会副会長
	田中 昭彦 (タナカ アキヒコ)	遠野歯科医師会会長
	菊池 一晃 (キクチ カズアキ)	遠野市民生児童委員協議会会長
	菊地 和弘 (キクチ カズヒロ)	社団法人 遠野市シルバー人材センター事務局長
	照井 清美 (テルイ キヨミ)	遠野市身体障害者協会副会長
介護事業所	佐々木 ひろみ (ササキ ヒロミ)	社会福祉法人遠野市社会福祉協議会 (居宅介護支援事業所とおの所長)
	柵山 幸子 (サクヤマ サチコ)	社会福祉法人ともしり会 (特別養護老人ホームみやもり荘施設長)
	佐々 秀司 (ササ シュウジ)	医療法人社団敬和会 (老人保健施設とおの事務局長)
	菊池 保孝 (キクチ ヤスタカ)	社会福祉法人とおの松寿会 (長寿庵施設長)
被保険者 (介護者等)	菊池 洋子 (キクチ ヒロコ)	在宅介護支援センター遠野推薦
	青山 麗子 (アオヤマ レイコ)	在宅介護支援センター松崎推薦
	小松 サキ (コマツ サキ)	在宅介護支援センター小友・綾織推薦
	留場 和夫 (トメバ カズオ)	在宅介護支援センター附馬牛・土淵推薦
	小山 俊壹 (オヤマ シュンイチ)	在宅介護支援センター上郷・青笹推薦
	齋藤 隆一 (サイトウ リュウイチ)	在宅介護支援センター宮守推薦

**遠野ハートフルプラン2012  
(平成 24 年度～平成 26 年度)**

---

発行日 平成 24 年 3 月  
発 行 遠野市  
編 集 遠野健康福祉の里 長寿課  
〒028-0541  
岩手県遠野市松崎町白岩字薬研淵 4 - 1  
TEL 0198-62-5111  
FAX 0198-62-1599